

令和6年度第3回豊能町子ども・子育て審議会 会議録

日 時:令和6年 12 月 11 日(水) 午後2時 30 分開会

場 所:豊能町役場本庁 2階 大会議室

出席者:委員 鈴木 正敏
委員 新倉 英俊
委員 平賀 通
委員 木田 正裕
委員 加茂 直美
委員 鳴海 明美
委員 門 節子
委員 西尾 倫子

事務局:こども未来部部長	仙波英太郎
こども育成課課長	高田 浩史
ひかり幼稚園園長	村岡 美砂子
こども育成課主査	大家 雅代
こども育成課主査	八木 一史
こども育成課主事	岡 篤史

傍聴者:2名

議題

- (1) 第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画策定にかかる「量の見込み」について
- (2) 第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画(第2案)の検討について
- (3) 子ども・子育て審議会の予定について
- (4) その他

議事

○事務局(こども育成課主査)

こんにちは。定刻より少し前ですけれども全員そろいましたので、ただいまより令和6年度第3回豊能町子ども・子育て審議会を始めます。

本日はご多忙のところ、令和6年度第3回豊能町子ども・子育て審議会にご出席賜り、ありがとうございます。本日の会議の進行をいたします、豊能町教育委員会こども未来部こども育成課の大家でございます。よろしくお願いいたします。

それでは審議会開会にあたり、こども未来部部長の仙波よりご挨拶申し上げます。

○事務局(こども未来部長)

皆さんこんにちは、こども未来部の仙波と申します。よろしくお願いいたします。

では、改めて令和6年度第3回豊能町子ども・子育て審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平素は、当町の保育・教育行政の多岐にわたりまして、ご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、公私何かとご多忙な中、本日の会議にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

さて、国におきましても、人口減少が進んでおり、少子化対策が喫緊の課題となっている中で、本町におきまして、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するということで、委員の皆様からはさまざまなご意見をいただきありがたいと思うと同時に、この業務を担当する重みを感じている次第でございます。

特に前回 10 月の第2回の審議会におきましては、計画の具体的な内容についてご議論いただき、本

町の子育て事業における大きな施策であります、西地区の幼稚園・保育所の民営化であるとか、それに伴う保幼小中一貫教育にかかるご意見、また中学校給食の無償化であるとか、高校生の通学補助など、本町で実施している施策につきまして、実際に制度を利用いただいている立場からのご意見をいただけたりと、大変有意義な会議であったと思っております。

本日の会議におきましては、計画について前回の議論を踏まえまして、今後の取り組みについて、若干修正や追加を加えた上で、最終的にパブリックコメントとして、住民の皆様から広くご意見をいただくための最終案をお示しいたします。

今回も本町のこれからの子育て施策につきまして、委員の皆様の忌憚のないご意見をお聞かせいただければありがたいと思います。

以上、開会にあたりまして、私のご挨拶をさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(こども育成課主査)

続きまして、本日の会議資料の確認をいたします。お手元の資料をご覧ください。

資料1 第3期豊能町教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出結果(第3案)

資料2 第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画とよのすくすくプラン(第2案)

資料3 第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画新旧対照表

資料4 第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画策定手順

以上が事前にお配りした資料です。

加えまして、本日資料の訂正がございますので、机の上に配付しております。

資料1の訂正版が1部、資料2の訂正版が3枚ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

本日、●●委員と●●委員より欠席の連絡が入っております。

それでは、以降の進行は鈴木会長におまかせいたします。よろしくお願いいたします。

○会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日の出席委員は、8名ですので、過半数に達しておりますので、ただいまから令和6年度第3回豊能町子ども・子育て審議会を開会したいと思います。

本日、傍聴者の方がおられますので、傍聴の要綱第2条によりまして、「氏名、住所その他必要と認める事項を告げて、会長の許可を受ける」ということで、許可したいと思いますますが、よろしいでしょうか。

(委員承諾)

ありがとうございます。それでは傍聴を許可しますのでご入室ください。

それから、会の進行にあたりまして、会議中のご発言の際、議事録作成のことがございますので、ご自分のお名前をおっしゃってから、内容の発言をお願いしたいと思います。傍聴の方もどうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)「第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画策定にかかる「量の見込み」について」事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局(こども育成課長)

皆さんこんにちは。事務局の高田です。

まず、資料差し替えのお詫びを申し上げたいと思います。机の上に本日差し替え分の資料4点をお配りいたしました。審議会当日の資料差し替えが度重なり、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけして、誠に申し訳ございません。以後、資料作成の際には差し替えが生じないよう確認して参りますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは議題(1)について説明いたします。資料1の訂正版をご覧ください。着座にて失礼いたします。この資料につきましては、第1回の審議会で第1案、第2回の審議会で第2案をお示したものです。

今回の第3案にて、量の見込みを確定し、計画案に計上する数値といたします。

これまでの審議会では、人口推計とアンケート調査に基づく国の標準的な算出方法による量の見込み算定を行った場合、豊能町の過去の実績値と比較すると大きく乖離することが多いため、豊能町独

自の方法により、量の見込みを算定することをご説明いたしました。

今回お示した第3案においては、前回未確定であった令和5年度の実績および令和6年度の年度末実績見込み等を基にして、町独自の量の見込みを算定しています。

それでは一例として資料1の8ページをご覧ください。量の見込みの算出の確定版でございます。

前回審議会と同様の説明部分もございますけれどもご了承ください。

「(1)教育・保育」の量の見込みのうち、「1)幼稚園および認定こども園等の1号認定(3歳から5歳)+2号認定(3歳から5歳)」の量の見込みについて説明します。

四角囲みの「A:国の算出方法に基づく量の見込み」では、過去の実績と乖離が大きいため、第3期計画における量の見込みの算定には適していないと判断いたしました。このため、「B:町独自の量の見込みの算定」の方法として、第3期の推定対象児童数と、第2期の事業利用率などを掛け合わせたケース①、ケース②、ケース③のいずれかの計算式により、見込み量を算定することを検討いたしました。

その結果、第3期計画に載せる量の見込みとしては、ケース①の第2期の平均利用率を用いることが最も適していると考えました。また、確定値を示すため、該当部分の数値の枠内に色付けを行いました。この表で見ますと、令和7年度が89、令和8年度が88、以下84、77、68と続く部分でございます。

続いて9ページをご覧ください。先ほどと同様に「国の標準的な算出方法に基づく量の見込み」では、過去の実績との乖離が大きいため、町独自の見込み量の算定方法により、ケース①を採用することといたしました。

続いて10ページをご覧ください。こちら先ほどと同様で、国の標準的な算出方法では乖離が大きいため、町独自の量の見込み案として、ケース③、こちらの数字を採用いたしました。いずれにおいても、国の算出方法による数値と実績の乖離が大きい理由の一つとしては、次の理由が考えられます。

ここで資料7ページをご覧ください。資料7ページに記載された「潜在的な家族類型」これは現在の家族類型に加えて今後、どのような家族類型になるかというところを示した数字です。

この潜在的な家族類型では、保育の必要性のある潜在的な家族類型として、タイプA、タイプB、タイプC、タイプDを対象としております。その結果、その割合の合計は86.5%です。計算上は推計対象人口の86.5%を保育の必要性がある方というふうにしておりますけれども、アンケートに回答した人の割合が全体の7割程度であったことなどから、保育の必要性のある潜在的な家族の割合が実態よりも多めに出ている可能性があります。

また、将来的には働きたいけれども子どもさんが小さいうちは、働く時間を控えている保護者については、子どもの年齢や成長に合わせた就労開始時期を模索しておられることが考えられます。就労意向がありながらも、就労されない方が少なからずいらっしゃるということです。このことは、ひかり幼稚園やふたば園の幼稚園部の実際の利用者の数から判断できると考えております。

一方で、今後は人口減少と共働き家庭の増加傾向、また、いわゆる103万円の壁といった所得税法等の改正に対応した保護者の就労時間の増加等に伴い保育の必要性が増加していく、保育の必要性のある家庭が増えるということも考えられますので、注視していく必要があると思います。

11ページ以降のそれぞれの事業についても、概ね町独自の算出方法により、量の見込みを確定しております。採用したケースに関しては、色をつけて示しております。その他、それぞれの事業ごとの数値については、お手元の資料の通りです。事業ごとの算出方法については、同様の説明になるため省略いたします。

ところで、「国の標準的な算出方法に基づく量の見込み」が適していない場合が多い理由としてはいくつか考えられます。

1つ目は、アンケート調査の回答数自体が少ないため、家族類型別や年齢別に区分した場合の対象者数はさらに少なくなるところ、国の算出方法を用いて機械的に計算した場合に、少数意見であっても、全体の計算結果に及ぼす影響が大きくなるため、実績と比較して大きな数値が算出されることが考えられます。

2つ目としては、アンケートへの回答で、「あるサービスを利用したい」と答えた方であっても、そのうちの何割かは実際には利用しない場合がありますのでアンケートの回答をもとに見込み量を算出すると、1つ目の理由とあわせて、実績との差が大きくなることが考えられます。

なお、計画案における事業ごとの見込み量と、確保方策や提供量については、後ほど議題(2)で説明いたします。資料1の概要説明は以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。

国の標準のやり方だと非常に差が出てしまうと、現実的でない数字が出るということなので、町独自に従ったしだいでございます。数値に関しましては、またいろいろご意見いただきました。ありがとうございました。

いかがでしょうか。今のご説明対しまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして議題(2)のほうに移らせていただきたいと思います。内容が細かいことですので、議題(1)のほうについては、また後ほどいただいても結構かと思います。

そうしましたら、議題(2)「第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画(第2案)の検討について」ということで事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局(こども育成課長)

事務局の高田です。議題(2)についてご説明いたします。

資料2、それから資料2の訂正版3枚および資料3をご覧ください。着座にて失礼いたします。

まず、資料2は、第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画の第2案としてお示しをしております。

また、資料3は、第2回の審議会で資料とした第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画の素案と、今回の第2案について、主な変更箇所を新旧対照表としてまとめたものです。ここでは主に資料3新旧対照表をもとにしながら、前回の素案と第2案の変更点の説明を進めてまいります。

資料3をご覧ください。資料3は表の左右で比較できる対照表としております。右側に第2回会議で示した素案の文章、左側に第2案における文章を並べています。また、表左側の第2案の記載欄には、四角囲みで「追加」「修正」「削除」という文字を配置して、変更事由がわかるようにしております。変更箇所については下線を引いております。それでは主な変更点のみご説明いたします。

まず、資料2の計画案、1ページから2ページをご覧ください。計画素案で検討中であった「計画策定の背景・趣旨」については、国の基本指針の改正を踏まえた文章として作成いたしました。

続いて9ページをご覧ください。「教育・保育施設の現状」の項目のうち、「1)保育所、認定こども園の児童数の推移」については、令和2年度から令和5年度は各年度3月1日現在、令和6年度は4月1日現在の数値を記入しています。児童数の数値は、年度途中の入所・入園があるため、概ね最大値を示す3月1日現在の数値を記載しています。

本日の資料では、令和6年度は4月1日現在の数値を斜字体で記載していますが、この計画案が完成する第4回の審議会は、令和7年3月14日開催予定のため、3月1日現在の数値に置き換えを行います。9ページ、10ページの児童数の推移も同様の取り扱いを行います。なお、第3期計画案に記載した量の見込みについては、資料1において、人口推計を基礎とした町独自の算出方法によって算出していますので、児童数の推移の数値を変更しても、見込み量に影響はございません。

次に、新旧対照表1ページをご覧ください。項番3でございます。合わせて計画案の37ページをご覧ください。修正箇所といたしましては、施策の体系の分類中、施策目標の文言を修正するものです。

基本方向の4番「配慮を要する子どもと子育て家庭へのきめ細やかな支援」のうち、「施策目標4 子どもの貧困対策の推進」については、第2期計画の目標で掲げている貧困家庭に限らず、幅広く子育て家庭に対する経済的支援を充実させることを施策目標とすることから、記載の通り「子育て家庭に対する経済的支援等の充実」の文言に修正いたしました。

続いて、新旧対照表2ページの項番6、および計画案の42ページをご覧ください。

「施策目標1 教育・保育の充実」「②学校教育の充実の取り組み」のNo.6に「学校内外における不登校児童生徒の多様な学びの場の充実」の取り組みを追加したものです。取り組みの内容としては、不登校児童生徒の学びの場を確保し、誰ひとり取り残されない学びの保障に努めることとしています。

続いて、新旧対照表の項番7、および計画案は43ページをご覧ください。

「施策目標2 親と子どもの健康の確保」「①各種検診相談事業の実施」の項目の取り組みNo.6に「妊婦等包括相談支援事業の実施」を追加したものです。

これは令和6年の子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として追加された3事業のうちの1つ目です。量の見込みについては、計画案の71ページに記載しています。

続いて、計画案38ページをご覧ください。法改正により追加された3事業のうちの2つ目は乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度です。計画案38ページにその取り組みを記載する他、

72 ページに量の見込みを記載しています。

続いて計画案 43 ページをご覧ください。法改正により追加された3事業のうちの3つ目は、新旧対照表の項番8に記載している「産後ケア事業」です。

「施策目標2 親と子どもの健康の確保」の「①各種検診相談事業の実施」についての取り組み No.7 に「産後ケア事業の実施」を追加したものです。量の見込みについては計画案の 73 ページに記載しています。

続いて、新旧対照表の項番9、および項番 10、計画案は 44 ページをご覧ください。

「施策目標2 親と子どもの健康の確保」の「③母子保健に関する各種教室・講座の実施」に関する修正等を記載しています。素案においては No.1 の取り組みとしていた「健康教育の実施」については、第2案において、No.1 を「妊産婦交流会」とし、No.2 を「ペアレントトレーニングの実施」として新たに追加したものです。

変更した理由としては、教室での教育や集団での指導ではなく、子育て世帯の交流を通じた自己解決を促進することで、育児力向上を目指す必要があり、同年代の子どもがいる保護者同士が交流できるような事業を実施していく必要があるとの考えから、取り組みの再構築を行うものです。

続いて新旧対照表4ページ、および計画案の 49 ページをご覧ください。

項番 16 の「子育て世帯訪問支援事業」は、令和4年の児童福祉法改正により、令和6年4月から新たに施行された3事業のうちの一つです。「子育て世帯訪問支援事業」については、計画案 49 ページに取り組み内容を記載するとともに、69 ページに量の見込みを記載しています。

家事や子育て等に対して、不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。令和4年児童福祉法改正による新規3事業のうち、残りの2つの事業は、「児童育成支援拠点事業」と「親子関係形成支援事業」です。両事業とも計画案の 70 ページおよび 71 ページに記載していますが、今後の方向性としては、いずれも本町におけるニーズ量を判断し、事業の実施について検討することといたします。

続いて、計画案の 52 ページをご覧ください。このページ以降、「第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」について説明いたします。

計画案の 53 ページをご覧ください。この下の表は、この計画において、量の見込みと確保方策を定めた事業の一覧でございます。

続いて計画案の 55 ページをご覧ください。55 ページは訂正版をお配りしているものでございます。

「3.幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制等」について説明いたします。このページの下部の表、下の表ですけれども、これは今後の方向性を示しており、第3期計画期間中の令和7年度以降の量の見込みとその提供量を示しています。

以下同様に、資料1において、それぞれの事業ごとに第3期計画における量の見込みを算出した上で、その確定値を資料2の計画案に落とし込んだものを、本日の会議資料としてお示ししています。

「(1)幼稚園・認定こども園」の1号認定および2号認定の部分について見てみます。今後の方向性の表において、量の見込みについては、先ほど資料1で確定した量の見込みについて、資料2の下の表の一番上の段「量の見込み」のところに令和7年度から令和 11 年度まで、それぞれ 89、88、84、77、68 の数値を落とし込んでいます。また、提供量として 190 の数値はひかり幼稚園およびふたば園の利用定員の合計数を記載しております。

表の一番下の部分では、過不足の人数を計算していますが、提供量よりも量の見込みが少ないため、希望する方全員が施設を利用できる体制を確保することとしております。

続いて計画案の 56 ページをご覧ください。「(2)保育所・認定こども園」の2号認定および3号認定の部分について見てみます。量の見込みおよび提供量の考え方は先ほどの説明と同様です。

表の一番下の過不足の数値を、2号認定と3号認定で比べると、2号認定では過不足の数値が少なく令和7年度で2、令和8年度で3の数値となっていますが、令和9年度以降、徐々に数値が大きくなっていきます。

令和7年から8年度は、あまり定員に余裕がない状況のようにも見えますが、町立施設においては、定員の弾力化などを実施し、予定定員よりも若干多めの受け入れを行うなど、可能な範囲内で利用希望に対応していくことを予定しております。

続いて、計画案の 58 ページをご覧ください。「(2)放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成室)」について説明します。今後の方向性として、対象となる1年生から6年生の児童数は減少しますが、

共働き家庭の増加等の理由により、利用する児童の量の見込みはあまり減少しないと想定しています。

提供量は現在の各育成室の定員の合計数としています。第3期計画中の令和8年4月の西地区義務教育学校の開校に合わせて西地区の光風台、東ときわ台、吉川の3育成室を統合するにあたり、施設整備や運営形態の変更等の検討を進めてまいります。

続いて、計画案の72ページをご覧ください。「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」について説明します。

保護者の就労状況等に関わらず、未就園の0歳6か月以上3歳未満の児童が利用できる新たな通園制度です。町では令和8年度から開始いたします。

量の見込みは、対象児童が最大月10時間利用すると仮定した場合、その時間数を1か月で平均化した場合に、町全員で1日あたり6人が8時間利用する計算となるため、それを満たす提供量が必要であると考えています。

令和8年度からの新規事業であり、利用意向など想定しづらい部分が多い状況ですが、町内での実施に向けて、施設整備や運営方法の検討などの準備を進めてまいります。

続いて、計画案の74ページをご覧ください。

「6.公私連携幼保連携型認定こども園の設置」については、第2回の審議会においてご意見をいただいたところでございます。それらの意見を踏まえ、第2案においては、三者協議会による協議や保幼小中一貫教育について取り組む方針であることを具体的に記載する文章に変更いたしました。

以上、主な部分のみ抜粋して説明をいたしました。

今回の第2案の作成については、アンケート調査によるニーズ量や自由意見、審議会におけるご意見を踏まえて、それぞれの事業実施担当課においてできる限り計画に落とし込めるように検討いたしました。

本日まで説明いたしましたように、新たな事業についてもいくつか計画の中に入れております。一方で、人口減少と少子化、社会資源の現状や豊能町の財政状況等を踏まえると、残念ながら全ての要望を計画に組み込むことができなかったことも事実として感じております。

事務局といたしましては、今回お示した計画第2案について、本日の審議会での議論を経て、住民の皆様パブリックコメントの手続きによって意見をお伺いできる形に仕上げたいと考えています。

資料2および資料3に関する説明は以上です。

○会長

ご説明ありがとうございました。

事業計画ですね、素案に第2案ということでちょっとご説明いただきましたけれども、これにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

いろいろ、新規の事業があったりいたしますので、これまでの計画からさらに膨らませてというところが多々あったかと思います。

●●さん、何かあったりしますか。ちょっと難しかったりするので、あれですけども。なかったらなかったで…

○●●委員

●●です。もうちょっと詳しく聞かせてもらえたらなと思った部分なんですけど、「不登校児童生徒の学びの場を確保し…」という部分があるんですが、具体的にどんなことをされてるのかなっていう…

○会長

それか、考えているかという…

○西尾委員

はい。どのように考えてるか…

○会長

よろしくお願いします。

○事務局(こども未来部長)

こども未来部の仙波です。よろしくお願いします。

現在、学びの場として、吉川中学校の校舎の中にそういう不登校で通えない子ども、クラスの教室に入れない子どもさんが、吉川中学校の中で、違う教室で学べる場を設けております。

あと、西公民館と中央公民館におきまして、ちょっと曜日とかその辺は限られているんですけども、不登校の子がいらっしゃったときに、そこで学べる場を作っています。

今はまだ月、水、金であるとか、そういった限られた曜日にしか学校外にできていないという部分があるんですけども、今後、令和8年4月の学校の統合を見込みまして、両校にそういった校舎の中で、違う教室の中で不登校の子どもたちが学べる場を作ることが一つと、あと先ほど申し上げた西公民館と中央公民館のそういう学びの場も、もう少し利用頻度といいますか、そういう利用できる曜日数とかその辺を拡大することができればということを考えておりまして、今後そういうところの充実に努めようと思っております。

○会長

●●さん、いかがでしょうか。

○●●委員

ありがとうございます。

その吉川中学校っていうのは、光風台小学校とか、豊能町内の学校、どなたでも利用できるということなんですか。

○事務局(こども未来部長)

すいません。一応、今のところは確か吉川中学校の生徒を対象にということで、そこも含めて小学校、今度義務教育学校になると、同じ校舎に小中学校の児童生徒が通うことになるので、そこも含めて、どの学校の児童生徒もそういう通える場所ができればというふうに考えております。

○●●委員

ありがとうございます。

光風台小学校では、その学校に通えない子たちを「校長室でやろう」って言ってるんですけど、年長さんのお母さんで「学校に通えないときにどうしたらいいのかな」っていう心配されてる方がいて、そういう心配されてる保護者にちょっと説明する機会とかはないでしょうか。

もしあればお願いしたいんですけど…

○事務局(こども未来部長)

すいません。今現在、どういう形で説明できてるかということについては、ちょっと把握してないんですけども、今後そういったところも含めて、例えば入学説明会等々がございますので、そういった場でお知らせできるようにちょっと考えていきたいと思います。

○●●委員

ありがとうございました。

○会長

はい。ありがとうございました。他にご意見いかがでしょうか。

●●委員、いかがですか。

○●●委員

僕の立場から言うと、小児医療の記述部になるんですけども、豊能町独自でそれをしていくというようになりますので、ここにもありましたように広域での、医療圏域での充実を図っていくということで、それをしっかりやっていただきたい。お願いします。

○会長

というわけでよろしくお願いします。

はい。ありがとうございます。他はいかがでしょう。

●●さんいかがですか。何かありますか。なければ結構ですが…

○●●委員

ごめんなさい。難しくてちょっと…

○会長

はい。また…

○●●委員

申し訳ございません。

○会長

ありがとうございます。

では、●●委員いかがですか。

○●●委員

●●です。まず、新規事業で、47 ページのところに「言葉のバリアフリー化の推進」というがあるんです。「母語が日本国で」とあるが、これ、日本語じゃないかなと思ってるんですけど、「母語が日本語でない全ての方々」ということで、僕が勤務してたときに、日本語の喋れない子が転入してきたことがあるんです。しかも、4年生だったかな、5年生だったかな。そういう幼稚園とか保育所ではなくもっと大きい方なんですけど、全く日本語喋れなくて、とても困ったことがありました。

その子は英語圏ではないので、英語も駄目だし日本語も駄目だし、英語ならちょっと喋れる教員もいたりするんですけども、そういうときに、これは「読書を楽しむことができ、」だから、外国語の絵本やそういうのを広げていくかなっていうふうになんかちょっと思ったんですけど、そういう子が来たときにやっぱり幼稚園、保育所でもそうだと思うんです。

そんな子が来たときの、その、もちろん母語をその子に持ったまま育てほしいんですけど、普段のこの会話をするための何か支援してくださる方、地域の方ももしかしてはるかもしれないんですけども、例えば中国語が喋れる人とか、韓国語が喋れる人とか、フランス語が喋れる人とか、いてはるかもしれないんですけど、そんな方をちょっと何か、それぞれの所属に配置していただくとか、何かそんなことをしていただくと…それはだからずっとじゃなくて、多分1年とか2年で子どものことだから日本語喋れるのすごい早いですから、1年とか2年とかの期間になると思うんですけど、そういう何か、バリアフリー化って言ったら、そうそういうことも含めて考えていただけたらありがたいかなと思うのと、あと、これちょっと質問なんですけど、言っているんですか。

○会長

はい。どうぞ。

○●●委員

48 ページの No.3、「学習の場の充実」なんですけど、ここね、「留守家庭児童育成室との連携を図り一体的な運営を実施していきます。」って書いてあるんですが、何と留守家庭児童育成室が連携するのかなと、ちょっとそこがわからなかったんです。

だから No.2のところにも同じ文言があるけど、No.2のところでは放課後子ども教室と留守家庭児童育成室が連携を図るんだけど、「学習の場の充実」というところで留守家庭児童育成室との連携を図って、だから何と何が連携を図るのかなって、そこがちょっとわかりにくかったんでそこは質問です。

それと、次の 50 ページ、51 ページで…50 ページのところね、まず No.3、「障害児の理解と社会参加・交流の促進」というところで、2つ目の丸の後、「障害のある人と地域の人との交流機会を積極的に設け、相互理解を促進します。」というのは、それは障害のある、子どもではないですね？子どもたちの交流のことなんかな。その上から「学齢期から障害に対する正しい理解や認識を育てるため、学校における福祉教育の充実を図ります。また、障害のある人と地域の人と」というのは、もう大人まで全員入れてってということですね？子どももちろん含めてかなと、ちょっとそういうふうにはここは捉えたんですけども。

それともう一点、最後、「奨学金の貸与」なんですけど、次の 51 ページです。今どれぐらい奨学金を利用してはるのかが、ちょっと僕はわからないんですけど、貸与されてるのは高校生とか、大学生ですよ
ね。

○事務局(こども未来部長)

はい。

○●●委員

ちょっと今どれぐらい、それを利用して人がいてるかも僕は全然わからないんですけども、予算というか、豊能町の予算がないのはわかるんですけど、これ支給にはならへんのかなとか。本当にね、もうたくさんの人が使ってはるんやったら、貸与でもね予算的に仕方ないかなと思うんですけど、もうその本当に経済的にしんどい子が、やっぱり結局、奨学金って借金を背負うわけじゃないですか。だからそこは貸与じゃなくて支給にならへんのかなと。

もちろん高校行くのに、通学費の補助が出るようになりましたけど、なりましたけどまだそれは補助で、全額負担ではないので、それでもやっぱりしんどいご家庭っていうのはあると思うんですよ。そういう子には何か、奨学金を支給にならへんのかなとちょっと思いました。

どうしても高校になって通学にかかる費用がものすごい高いので、「外に出ようか」という話もよく聞くんです。ここに住まず、もうその交通費払うぐらいやったら街で家借りるとかね。そんなのも考えたら、もうなるべく豊能町にいてもらって、そこから通うことも…もちろん時間的にね、交通の便もよろしくないですし、その辺のところもネックになってくるんだけど、経済的な面だけでもちょっと負担が減るのかなっていうふうに考えました。

○会長

はい。ありがとうございます。

○●●委員

たくさん、すいません。

○会長

まず、「言葉のバリアフリー化の推進」から、いかがでしょうか。

○事務局(こども育成課長)

こども育成課の高田です。

まず、47 ページ「言葉のバリアフリー化の推進」ですけれども、施策担当としては図書館から挙がってきている取組でございまして、内容にあるように、ここは本の環境整備のことだけを指してるかなと思います。ご指摘あったようにその「母語が日本国でない(日本語でない)」のところは、ちょっと担当課のほうに確認をさせていただきます。その後半の部分の日本語が話せない子どもが来られた場合の対応というところはちょっとここで答えかねますので、また義務教育課と話をしていきたいなと思っております。

それから 48 ページの No.3 ですね。「学習の場の充実」、確かにおっしゃってるように、この No.2 と No.3 のちょっと差異が不明確なところございますので、これも事務局のほうで再度確認をとりたいと思います。

50 ページ、No.3 ですね。「障害のある人と地域の人との交流機会を積極的に設け、相互理解を促進します。」というところですが、特に大人というか子どもというか、区分はしてないと思います。人の中に子どもも含まれるということかなと思います。

○事務局(こども未来部長)

はい。こども未来部の仙波です。

奨学資金についてです。「奨学資金の貸与」につきましては、実はこの貸与というのが、確かに全国的に「返すの大変や」というのが問題になっております。本町の貸与者につきましても、例えば令和4年度の決算では、確かもう新規で借入れをする方がいらっしゃらなくて、要はおそらく、それが多分生活が豊かになったとかではなくて、返すときのご負担であるとか、そういったところかなと思っておるんですけども。それで実際、この貸与ではなくて支給という形にできればというところを考えたりはするところなんですけれども、本町の代わりに委員からおっしゃっていただいたように、ちょっと財政的に制約がございまして、おそらく支給となるとやはり、希望者の方が多分多数いらっしゃって、逆にたくさんの方のご希望に添えられない可能性もあるというところを検討をいたしまして、今のところはまだちょっと貸与という形になっております。

今後ちょっと奨学資金をどういうふうに取り扱うことができるかっていうのは検討課題ではあるかとは思っておるんですけども、ちょっと今後どういう形でできるか、ただ、支給というのはちょっと、なかなか本町の規模では難しいのかなと思っております。すいません、以上です。

○会長

はい。ありがとうございます。

●●委員、いかがですか。

○●●委員

理解しました。

○会長

よろしいですか。

○●●委員

はい。

○会長

担当課がわかるとね、「なるほど絵本か」というのがちょっとわかったりするかと思いますが、その辺は明記するかどうかはちょっと、また考えていただければと思います。

あとはいかがでしょうか。●●委員いかがですか。

○●●委員

全然関係ないんですけど、先ほどの●●委員の「障害児の理解と社会参加・交流」のところで、障害のある人というのは、やっぱり子どものこと言ってるんじゃないかなという思いを僕は持ちましたんですけどね。大人は入ってなくて、この計画自身は、あくまでも障害を持つ子どもたちと社会の交流ではないのかなという意見なんですけど、そういうものじゃなかったのかなという思いです。

それともう一つ、ここは僕はあまりよく詳しくないので、ただあの、74ページの「公私連携幼保連携型の認定こども園の設置」という、これは方向はこの方向だったと思うんですが、それは年次を切れないのかなという思いを僕ちょっと思ってましてね、そこは思いだけなので何とも、無理強いするつもりもないのですが、方向は確かにそうだったなという思いを持ってるんですが、何かこう、何年までにはとか、こういうことが言えないのかなという…あのとき、保護者の方、泣かれたりしてね、「今度どうなるんですか」という「それは心配いりませんよ」とって事務局がしっかり言ってくださいよ」みたいなことを言うておられて、その言葉がやっぱりもうちょっとあったら嬉しいなという思いがあります。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございます。

いかがでしょうか。

なかなか、計画通りに進まないところが…

○●●委員

まあ僕もやっておりましたから…

○会長

豊能町らしいなというところもあるんですけど…

○●●委員

難しいよね…

○会長

難しいですね、いろいろなことがあって…

町全体のこともあるかと思いますが…では、事務局からお願いします。

○事務局(こども育成課長)

今のご意見というのは、ここの計画の中に「年次何年から」というところを書けないかということかなと…

○●●委員

無理強いはいできないけどね。実際、実務をする人が大変なのは僕も知っているので、ただ何年か前から取り組んでおるので、せめて見通しぐらい書けたら嬉しいなみたいな思いを持ってました。

○事務局(こども育成課長)

確かに、令和3年度ですかね。こちらの子ども・子育て審議会で提言をまとめていただいた際には、そのような計画でしていたというふうに理解しております。今現在も、令和9年の4月のところというのは、そこに向けて検討を進めているところではございます。

ただ、いろんな状況がありまして、一つは当初予定しておりましたその設置場所のところですけども、そこが公共施設、西地区の再編の検討がまだ完了しておりませんので、そのところの絡みもありまして、少しちょっと遅れ気味なところは事実としてあるかなと。ですので、ここにはちょっと、年限的には書くのがやっぱり難しいということでこのような文言にしております。

以上です。

○会長

全体のこともありますので、ということなんですけども、義務教育学校をまず作ってですね、徐々にそっちに向かっていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

言ってる間になかなか、いろんなことができなくなっちゃうので、やれるうちにお願いしたいなと思います。

他はいかがでしょう。●●委員よろしいですか。

○●●委員

はい。

○会長

ありがとうございます。何かあったらで結構ですが…

○●●委員

失礼します。ふたば園の●●と申します。よろしくお願いします。

子どもたちに向けていろいろアンケート取ったり、調査していただいてありがとうございます。●●委員がおっしゃったように、子どもたちのことを考えて、こども園化するためにもいろんな視点で、できるだけ早く動いていただけたら保護者の方も安心かな、お子さんたちも安心かなと思うので、具体的にお話が進むといいなと思っております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

ちゃんとそれを受けとめて、よろしくお願いします。

それでは、他はよろしいでしょうか。

そうしましたら、次のところをお願いしたいと思います。意見がなければ、またこれをパブリックコメントのほうに移っていくということによろしいですね。

○事務局(こども未来部長)

はい。

○会長

はい。では、お願いします。

○事務局(こども育成課長)

貴重なご意見ありがとうございます。

本日のご意見を踏まえまして、第2案の文言修正を必要な部分については行いまして、事務局でパブリックコメントの案を作成いたします。本来ならば、このパブリックコメント案についても審議会において、委員の皆様のご意見をお伺いするところではございますけれども、スケジュールの関係上その時間の確保が難しいと思っております。

つきましては、修正は事務局にお任せいただき、会長の承諾を得た上で、パブリックコメントの手続きを進めたいと考えております。この点について、委員の皆様のご了承を得たいと思います。よろしくお願いします。

○会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局のご提案につきまして、皆様のご意見を伺いたいと思いますが、よろしいですね。

○●●委員

文言について、もうしょうもないことなんですけど、26 ページからなんですけど、そこに進捗状況と今後の課題っていうのが書かれてるんですけど、その文をちょっと読ませてもらったときに、これ多分、担当課がちがうのかなとかちょっと思いながら読んでたんやけど、「○○取り組みました」とか、それから「設置しました」とかいうそういう言い切りの形と、「○○できました」という言葉が何か所か出てくるんです。

例えば 28 ページだったら、真ん中の「学校教育の充実」のところで、「学力向上の取り組みを支援できました。」そういうのが混ざっていろいろ出てくるんですね。「できました」とか「取り組みました」「充実しました」とか、どっちかに何かを揃えたほうが読みやすいのかなと。「図ることができました」より「図りました」とか。「できました」とそうじゃない言い切りの仕方で何か、ちょっと意味合いがこれちがうのかなと勘ぐってしまって、「できましたと」「しました」はちがうのかなとか。それがずっと何か混ざって出てくるんです。ずっと読んでいくと。これは何か意味ありなんかなとか、そんなことまで考えなくていいのかもしれないけど、「できました」と「しました」はちがうのかとか、ちょっと考えてしまいましたね。その辺ちょっと何か、またちょっと見ていただいて修正されたほうがいいんじゃないかなと思いました。

○会長

強い思いがあれば、ね。「一人ひとりの食べる力を育むことができました」であれば、「育みました」っていうより「できました」というほうがひょっとしたらいいのかもしれないですけど、なんかそういうこともあ

るので、そこは…では、事務局お願いします。

○事務局(こども育成課長)

今、おっしゃっていただいたようにそれぞれの担当課で記載した文書ではあるんですけども、語尾は非常に難しいと思います。会長もおっしゃったように、そこに思いがある場合というのも含まれてるかと思しますので、なかなか一律に統一というのはちょっとできないかなと思っております。

ただ、担当課にはそれぞれ何度も照会はしてますので、パブリックコメント案あるいは、最終案においても、他と見比べていただいて本当にこれで良いかというところは、完成までに再確認をするような方向でいきたいと思います。

○会長

そうしましたら、会長案としましては、一応語尾について「概ね統一することが望ましい」というような意見がありました」ということで、再検討していただいて、それで修正があるならば、修正していただいて、ないようであれば、もうこの思いでいくということでやっていただければというふうに思いますので、そんな形でよろしく願いいたします。

はい。ありがとうございます。他にはよろしいですか。

そうしましたら、そんな形でいけたらなというふうに思いますので、ご意見を踏まえながら、事務局のご提案通り作成したものを私のほうでちょっと承認をさせていただいて、パブリックコメントに供したいというふうに思います。

そんな手順でよろしいでしょうか。

(委員承諾)

そうしましたらご同意いただいたということでいきたいと思います。

それでは続きまして、議題(3)「第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画策定手順」について事務局よりご説明をお願いします。

○事務局(こども育成課長)

事務局の高田です。着座にて説明いたします。

資料4「第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画策定手順」をご覧ください。

「4.策定スケジュール」の表の下から二つ目、「パブリックコメント」について説明をいたします。

このパブリックコメントは、町の基本的な施策に係る計画等を策定する際に、広く町民の意見を聞くために、町の実施要綱に基づき実施するものです。

実施期間は、令和6年12月25日水曜日から令和7年1月24日金曜日を予定しています。

実施方法としては、1月号の広報とよのにて意見募集の記事を掲載するとともに、第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画案を役場本庁、吉川支所等の公共施設やホームページで広く町民が閲覧できる状況で公表します。

ここで公表する計画案は、先ほどご承諾をいただいた通り、本日の会議を踏まえて事務局で修正を行い、会長に承認を得た案とします。意見募集の方法は、定められた1ヶ月の時間内に文書やインターネットメール等で意見を募集します。今回は意見募集の方法として、LoGo フォームという名称の電子申請システムの活用も今のところ予定をしております。

寄せられた意見については、原則として全て公表します。また、それぞれの意見を計画最終案の参考とするとともに、事業担当課にも再度変更などの最終確認を行います。

パブリックコメントを踏まえた最終案については、3月14日の第4回審議会においてご提示し、審議会での審議を経ての確定案とします。なお今回の計画案は、町長より審議会への諮問を受けて策定したものですので、事務局において、町長に対して答申の手続きを行った後、役場内の内部決裁手続きを経て、第3期計画が完成する予定でございます。

また、第4回の審議会開催スケジュールは前回提示分と変更なく、3月14日の金曜日14時からを予定しております。場所は西公民館の中会議室でございます。できる限りスケジュールの調整をいただき、ご出席をお願いいたします。当日の会議資料につきましては、改めて事前にご送付いたします。

資料4に関する説明は以上です。

○会長

ありがとうございます。

西公民館ですね。わかりました。

西のほうはお住み方もいらっしゃると思いますので、順番でやってます。

以上の通り、スケジュール通り、ぜひパブリックコメントを行いたいと思います。皆様ご意見ありがとうございます。それに間に合うようであれば何か、本当に細かいところでも、引き続きお気づきの点があれば事務局のほうにおっしゃっていただければなというふうに思います。

一応全部公開ということでありますので、いただいたご意見を公開しながら、次のときには確定したいというふうに思っておりますので、またご協力のほうよろしく願いいたします。

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見はございますでしょうか。はい。ありがとうございます。

そうしましたら、議題(4)「その他」ですけれども、事務局からは特にございませんか。

それでは、委員の皆さんのほうから何かございましたらと思いますけども。さっきのふたば園で協議会をしてまして、やっぱり出ましたね、高校の通学補助、「もうちょっと上げてほしい」というようなことが出ました。さっきも出てましたけど、本当に豊能町になるべく住んでいただこうと思ったらその辺も何とかしたほうがいいなというところが出てたのと、「中学校の部活を何とかしてほしい」というような、そんなお話もございました。

余談ではありますが、今の中学校のほうの部活動を地域移行というのが今どんどん進んでおりまして、学校内ではなくて地域の方に支えていただきながら、もうちょっといろんな思惑があつてですね、先生方の働き方改革、部活やってたら本当に家庭を顧みずってということがあったので、それをちょっとやめたいってということと、それとこみみたいに部活が成り立たないところが各校出てきますので、本当に広域でやらないと子どもたちがやりたいってことを実現できないということで、そんなことがありますから、また豊能町でもそんなことを考えていく話になろうかなというふうに思っています。

本当にあの地域に支えられながら子どもたちは育つと思いますので、そんなところをまたこれからも推進していただければなというふうに思っております。

すいません、余談でございました。

これから、こども園の設立も含めていろんなことを考えていかななくてはなりません。学校のあり方もそれから学校に行けない子の居場所のあり方もいろいろ考えていかななくてはならないというふうに思います。

計画ではありますけれども、その都度、やはり施策というものは、皆さんとともに作っていくものだというふうに思っておりますので、計画作ったら終わりではなく、そこからが大変だなと思っておりますが、まずは出来ないといけないので、3月に向けてぜひ事務局のほうにおかれましては、鋭意作成のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それでは以上をもちまして、令和6年度第3回豊能町子ども・子育て審議会を閉会いたします。あとは事務局にお返しいたします。皆さん、どうもありがとうございました。

○こども育成課主査

鈴木会長を始め、委員の皆様、長時間の会議お疲れ様でした。

本日の会議出席に関わる委員報酬につきましては、所得税を源泉徴収した上で、後日振り込みを予定しております。以上で本日の会議を終了いたします。お気をつけてお帰りください。

閉会 午後4時